

あきる野市環境基本計画（案）

～歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野～

【改訂版】

平成23年3月

改訂に当たって

21世紀は「環境の世紀」といわれています。とりわけ地球温暖化防止や生物多様性の保全は、地球規模で解決すべき大きな課題となっています。

わが国では、地球温暖化防止に関して、温室効果ガスの排出量を、2020年までに1990年比で25%の削減を目指すことを表明しています。

また、昨年10月には、名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開催され、生物多様性の保全を進めることがさらに求められています。

こうした中、あきる野市では、基本構想で目標とする将来都市像である「人と緑の新創造都市」の実現のため、環境の時代に対応する「環境都市あきる野」の具現化に向けた取組を進めてきています。

その取組の一つとして市域の約60パーセントを占める森林を私たちの共通の財産として捉え、各地域の森林を調査した上で、環境の森、経済の森、郷土教育の森、健康の森、歴史文化の森などの特色ある「あきる野だからこそ」できる森づくりを進めるため、平成21年度に「郷土の恵みの森構想」を策定し、取組を開始しました。

また、平成21年度には、あきる野の自然を知ることが目的に、「あきる野百景」の認定を行うとともに、現在、市民の協力を得て「自然環境調査」を実施しています。

さらに、地球温暖化防止の具体的な試みとして、平成22年度から住宅における太陽光発電などの設置に際しての助成制度を開始しました。

これらの環境問題の動きや市の取組を踏まえ、このたび平成18年3月に策定した「あきる野市環境基本計画」の後期5カ年の重点的に取り組むべき施策を定めるとともに、一般施策について一部改訂を行いました。

この改訂版では、環境基本計画の第3章及び第4章に相当する部分について見直しを行い、平成23年度から平成27年度までの施策を位置付けがより明確になるように「重点的に取り組むべき施策」、「一般施策」を目標と施策の体系順に列挙しています。

分野ごとの施策体系

1. 豊かな水と緑を守る仕組みの充実

(1) 市内全域の自然環境の実態把握と評価

①自然環境調査の実施 **重点**②適正評価と保全の方向付け **重点**

(2) 実効性の高い保全の仕組みづくり

①新たな緑地保全制度の確立

②新たな保全制度を支える仕組みづくり

(3) 市民の声が生かせる、環境に配慮したまちづくりの実現

①計画段階での市民参加の仕組みづくり

②環境に配慮したまちづくりの方針づくり

2. 骨格をなす5つの環境軸の保全

(1) 森林の保全と活用

①森林の多面的な評価の実施

②新たな保全・活用方策の検討 **重点**③森林の保全・活用に向けた体制づくり **重点**

(2) 里山の保全と活用

①里山の多面的な評価の実施

②里山環境の保全・活用方策の検討

③里山の保全・活用に向けた体制づくり

(3) 秋留台地一帯の農地の保全と活用

①農地の多面的な評価の実施

②新たな保全・活用方策の検討

③多様な担い手の育成

(4) 秋川・平井川流域の総合的な保全

①流域の自然環境の保全

②河川環境の保全・創出

③水量・水質の改善

(5) 地質・地形の保存と活用

①地質・地形の適正評価と保存

②保存・活用のための仕組みづくり

施策の推進方策

1. 豊かな水と緑を守る仕組みの充実

【施策の進め方】

(1) 市内全域の自然環境の実態把握と評価

① 自然環境調査の実施

重点:あきる野の自然を知る

市域全体での自然環境の実態を把握するため、市民と連携・協力し、自然環境調査を引き続き実施します。

また、平成 21 年度に選定した「あきる野百景」や自然環境調査で得られた成果の周知・活用とともに、生物多様性に関する講座、イベントなどを開催し、情報提供・普及啓発を行います。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|--------------------------------------------------------|----------|-----------------|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 市域全体の自然を知る | | | | | | | | |
| ・自然環境調査の実施 (環境課) | 調査 完了 | フォロー調査 検討・実施 | | | | ● | | ● |
| ・あきる野百景などの周知・ 活用(環境課・商工観光課) | 周知・活用 | | | | | ● | ● | ● |
| ・生物多様性についての情報提供・普 及啓発(講座、イベントの開催等) (環境課・環境の森推進室) | 検討・実施 | | | | | ● | ● | ● |

② 適正評価と保全の方向付け

重点:あきる野の自然を守る

自然環境調査などの結果を基に、あきる野版RD(レッド・データ)種を選定するとともに、市域の自然環境について、現状の評価を行い、特に保全対策が急がれる地区や、市内での生態系保全等の上で重要性が高い地区などを抽出し、「モデル地区」等として選定し、保全します。

また、現在何らかの保全活動が図られている地区については、活動を継続するとともに、モデル地区等としての選定も検討します。

モデル地区等の保全方策等は、その地区の状況等を考慮しながら、検討・実施します。

さらに、生物多様性地域戦略の策定に向けて、生物多様性の保全のための方針を確立するとともに、外来生物についての対策を検討していきます。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|-------------------------------------------|------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 自然の保全・管理活動の実践 | | | | | | | | |
| ・あきる野版 RD 種の選定 (環境課・環境の森推進室) | 資料収集・分析・選定 | | | | | ● | ● | ● |
| ・適正評価及びモデル地区等の選定 (環境課・環境の森推進室) | 検討・選定 | | | | | ● | ● | ● |
| ・モデル地区等における保全・管理活動の検討・実施 (環境課・環境の森推進室) | 検討・実施 | | | | | ● | ● | ● |
| ・生物多様性の保全のための方針の確立 (環境課・環境の森推進室) | 調査・検討・策定 | | | | | ● | | ● |
| ・外来生物対策 (環境課・環境の森推進室) | 調査・検討・実施 | | | | | ● | ● | ● |

(2) 実効性の高い保全の仕組みづくり

① 新たな緑地保全制度の確立

一般

市民・事業者・市の三者からなる「あきる野市環境委員会」などで、あきる野市での緑地保全制度について、その現状と課題を検討した上で、必要に応じて新たな制度を検討します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・緑地保全制度の実態の評価 (評価の指針等の作成、実態評価) | ● | | ● | 環境課 |
| ・実効性の高い保全制度の検討・確立 | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 |

② 新たな保全制度を支える仕組みづくり

一般

緑地保全を効果的に進めていくために、資金の確保と担い手となる人材の育成・ネットワークづくりを進めていきます。

緑地保全協力金を募るなど、保全すべき緑地の管理費等の資金等の立ち上げ・運用などを検討していきます。

人材育成・ネットワークづくりとしては、市内外から里山の管理や農地の保全などに携わるボランティアを募集し、育成します。また、農林業従業者やボランティア、市民団体、地権者などの連携づくりと、連携による緑地管理のシステムづくりを進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-----------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・財源の強化・拡充 | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 財政課 |
| ・ボランティアの育成・活用 | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 |
| ・多様な主体が連携した体制・仕組みづくり | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 農林課 |

(3) 市民の声が活かせる、環境に配慮したまちづくりの実現

① 計画段階での市民参加の仕組みづくり

一般

宅地開発やまちづくりの計画段階で市民の意見が反映できるような仕組み（まちづくり協定等）について、その実現可能性も含めて検討していきます。

また、地区計画制度や地区計画提案制度を活用した景観形成モデル地区を設定するなど、市民・事業者・市の連携・協力によるルールづくりの手法を検討します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------|------|-----|---|------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・開発計画への市民参加の仕組み化 | ● | ● | ● | 都市計画課 |
| ・景観形成モデル地区の設定 | ● | ● | ● | 都市計画課 区画整理推進室 |

② 環境に配慮したまちづくりの方針づくり

一般

環境に配慮したまちづくりを進めていくために、必要に応じて、線引き（市街化区域、市街化調整区域）や用途地域等の見直しを東京都と協議するとともに、まちづくりにおける環境の位置付けを明確にした基本的な方針・指針づくりを検討します。

引き続き、土地区画整理事業の終了した地区等で、地区計画制度により地区の実情に即したまちづくりの誘導を進めていきます。また、環境基本計画第5章に示す「地域別環境づくりの方針」に基づき、市が行う開発等において環境配慮を進めるとともに、事業者に対しても開発時等における環境配慮を促していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------------------|------|-----|---|------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・自然環境に適合した既存計画、線引き・用途地域等の見直し | | | ● | 都市計画課 |
| ・環境配慮型まちづくり方針・指針の策定 | ● | ● | ● | 都市計画課 |
| ・地域別環境づくりの方針の活用 （地区計画制度の活用） | ● | ● | ● | 都市計画課 区画整理推進室 |

2. 骨格をなす5つの環境軸の保全

【施策の進め方】

(1) 森林の保全と活用

① 森林の多面的な評価の実施

一般

「森林整備計画」との整合を図りつつ、保全すべき機能に応じたゾーン区分や、森林資源の保全・整備を進めていきます。

また、公有林を中心に「美林の里」としてのモデル地区を選定し、環境保全・観光等の観点から、四季の変化が実感できる森林の保全・創出（広葉樹林化も含む）、また、スギ花粉問題への対応などについて検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------------------------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・森林の環境面からの機能評価 | ● | ● | ● | 農林課 環境の森推進室 |
| ・公有林を主体とした広葉樹林帯の拡大 (モデル地区による「美林の里」づくり) | ● | ● | ● | 農林課 環境の森推進室 |

② 新たな保全・活用方策の検討

重点:郷土の恵みの森を守り育む ー特性を活かした森づくりー

「郷土の恵みの森構想」に基づき、地域の魅力を高める森づくりのモデルとして、深沢地区の観光資源や菅生地区の里山といった地域資源や森の特性、地域住民の思いを踏まえたモデルプランを推進します。

また、古道や散策コースなどを整備・活用し、資源を巡ることができるようにするとともに見所を創り出す景観整備を行います。

さらに、森や資源を広く PR するためのイベントを開催したり、森の魅力を伝える人材の育成、マップ作成や案内板、広報やホームページなどによる PR を実施します。

| | 年度 | | | | | 実施主体 | | |
|--------------------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 次世代につなぐ森づくり | | | | | | | | |
| ・地域の魅力を高める森づくり (モデルプラン)の推進 (環境の森推進室) | 実施 | | | | | ● | ● | ● |
| ・古道・散策コース及び景観の 整備 (環境の森推進室) | 実施 | | | | | ● | ● | ● |
| ・森の魅力発信 (環境の森推進室) | 情報発信 | | | | | ● | ● | ● |

一般

森林整備計画や「バイオスタウン構想」に基づき、関係機関等と連携しながら、建材、木工芸品、木質バイオマス等としての森林資源の積極的な利用や、炭の生産・活用などの地産地消を進め、林業の活性化を図るとともに、適正管理による森林の保全を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進 | ● | ● | ● | 農林課 |
| ・森林資源の需要の喚起 (新たな資源価値の付加・間伐材等の積極的活用) | ● | ● | ● | 農林課 |

③ 森林の保全・活用に向けた体制づくり

重点：郷土の恵みの森を守り育む ー構想実現に向けての仕組みづくりー

町内会・自治会をはじめ、森林所有者、森林・木材関係団体、市、東京都などの森づくりに関わりが深い主体だけでなく、市民（市民団体）や企業、他の自治体などとも連携・協力していくための体制をつくります。

あきる野の森の今と未来を守るため組織された森林レンジャーあきる野は、地域との協働のもと、動植物の生息・生育状況を含めた森の現況調査をはじめ、沢や滝、鍾乳洞などの地域資源の再発見・再発掘、森やみちの整備と点検・補修、イベントの企画・運営、森のパトロールなどを行います。また、市職員ボランティアをはじめ、森づくりに興味のある市内外の方々が組織する“森林サポートレンジャー”が地域や森林レンジャーの活動を支援します。

事業を推進するに当たり、持続的な事業の展開に必要な財源を確保するため、「郷土の恵みの森づくり事業基金」を運用していきます。市民や都民、企業などからの寄付を募り、みんなで森づくりを支える仕組みのひとつとします。

| | 年度 | | | | | 実施主体 | | |
|----------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 森づくりの体制の整備 | | | | | | | | |
| ・町内会・自治会等との連携 (環境の森推進室) | 連携 | | | | | ● | ● | ● |
| ・森林レンジャー・森林サポートレンジャー組織の整備 (環境の森推進室) | 整備・活用 | | | | | ● | ● | ● |
| ・郷土の恵みの森づくり事業基金の運用 (環境の森推進室) | 運用 | | | | | ● | ● | ● |

一般

市民参加の森づくり（保全・管理・活用）の体制づくりとして、東京都森林組合やNPO等と情報交換・連携を図りながら、植林・造林に対する指導体制や助成制度をはじめ、ボランティアの育成・活用の仕組みづくりを検討していきます。

同時に、緑地保全基金の活用など財源の確保も検討します。また、森林管理のための林道整備を進めます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------------------------------|------|-----|---|------------------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・市民参加の森づくり事業の推進 (ボランティアの育成・活用の仕組みづくり) | ● | ● | ● | 農林課 環境の森推進室 |
| ・活動資金の確保 (緑地保全基金の活用の検討(再掲)) | ● | ● | ● | 農林課 環境課 環境の森推進室 財政課 |
| ・森林保全・活用のための整備の推進 | | | ● | 農林課 環境の森推進室 |

(2) 里山の保全と活用

① 里山の多面的な評価の実施

一般

自然環境調査の一環として、既存文献やデータ等も併せて、市内の里山の現状や里山がもつ多面的な機能などを調査します。その結果を基に、里山の現状の評価を行い、その利活用の方針を検討して、「里山保全地域」に指定された横沢入をはじめとするモデル地区を選定します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・里山の現状調査の実施 | ● | | ● | 環境課 環境の森推進室 |
| ・評価と利活用方針の検討 | ● | | ● | 環境課 環境の森推進室 |

② 里山環境の保全・活用方策の検討

一般

モデル地区において、地権者やボランティア、市民団体、市が連携した保全管理活動を進めていきます。横沢入では、ボランティア代表、地元住民代表、地権者代表、地元農業関係者、東京都及びあきる野市からなる「横沢入里山保全地域運営協議会」において、水路整備などの具体的な保全策を引き続き検討します。

モデル地区以外でも、地権者の協力を得て、ボランティア等による、雑木林の手入れ、田畑の再生、炭焼などを進めるとともに、地権者の負担を軽減するための方策を検討していきます。また、これらの活動費などとして、既存の緑地保全基金の運用・活用についても検討していきます。

郷土の恵みの森事業では、菅生地区のモデルプランなど、里山再生の調査・研究などを進めていきます。(再掲→ **重点** P.6 2.(1)②③)

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------|------|-----|---|-----------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・モデル地区での保安全管理活動の実践 | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 |
| ・各地域での保全策の検討 | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 農林課 |
| ・緑地保全基金の活用（再掲） | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 財政課 |

③ 里山の保全・活用に向けた体制づくり

一般

広報等を通じて、ボランティア等を募集し、講座・研修等を行い、里山保全活動などを担える人材を育成するとともに、その活用を進めていきます。

市内の学校（小・中・高等学校）に近い里山を「学校里山ゾーン」と位置付け、ボランティア等と連携しながら、体験・ふれあいを通して里山での暮らしの文化やその独特の生態系などを学べる環境学習活動を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------|------|-----|---|----------------------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・ボランティアの育成・活用（再掲） | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 生涯学習推進課 公民館 |
| ・学校里山ゾーンの設定・学習体験活動の実施 | ● | ● | ● | 環境課 環境の森推進室 指導室 |

(3) 秋留台地一帯の農地の保全と活用

① 農地の多面的な評価の実施

一般

農業振興計画と整合を図りながら、農地の持つ、保水・遊水機能や、景観機能、環境教育の場としての機能などの多面的な機能を評価して、その保全・活用のあり方を検討します。また、これらの農地の多面的な機能について、広くPRしていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・農業振興計画との整合 | ● | ● | ● | 農林課 |
| ・農地の環境面からの機能のPR | ● | ● | ● | 環境課 |

② 新たな保全・活用方策の検討

一般

中山間地域の農地の持つ多面的な機能を守っていくために、十里木・長岳の温浴施

設への観光客や都内の住民との交流による、ふれあい農業を進めます。

また、遊休農地の実態を把握し、所有者の協力を得ながら、農業者による利用（集積）や、学校農園（食育の場）、市民農園（ふれあい・交流の場）としての活用などを検討し、進めていきます。

秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び温浴施設に併設された物産直売所「朝露」を中心に、あきる野産の農産物の生産・販売を促進し、地産地消や食育活動（保育園給食等への利用検討）を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------------------|------|-----|---|------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・中山間地域ふれあい農業の検討 | ● | ● | ● | 農林課 |
| ・あきる野産の農産物の利用拡大の検討 | ● | ● | ● | 農林課 |
| ・遊休農地の活用方策の検討・推進 （学校農園、市民農園など） | ● | ● | ● | 農林課 指導室 |

③ 多様な担い手の育成

一般

市民農園での土づくりや、栽培・農薬使用方法等の指導を引き続き進めるとともに、農業委員会と連携しながら、退職者等を対象とした人材育成・活用や農業後継者の人材育成も進めていきます。

市民農園の利用者を中心に、ボランティアを募集・登録し、農業の基礎的な知識や技能を習得するため、講習などを行うと同時に、受け入れ農家を把握して、担い手育成への協力を要請していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・人材育成と活用の仕組みづくり （農業委員会との連携・後継者の育成支援） | ● | ● | ● | 農林課 |

（４）秋川・平井川流域の総合的な保全

① 流域の自然環境の保全

一般

秋川・平井川各流域の自然環境の実態の把握（水と緑のマップづくり）や、土地利用の現状と照らした問題地点の抽出を行い、流域単位での対策を検討して進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・流域の一体的な保全（水と緑の環境保全） | ● | ● | ● | 環境課 |

② 河川環境の保全・創出

一般

秋川・平井川流域における環境保全の取組を進めるとともに、上流域の市町村や河川管理者への理解と協力を要請します。河川特有の動植物の保護や、河川にふさわしい植生の管理など、国や東京都などの関係機関等と協議しながら、河川の活用のあり方や保全管理計画を検討していきます。

また、現在、市民と行政が協働して、子どもたちとボランティアスタッフを中心に平井川で行っている「子どもの水辺事業」を継続するとともに、その活動内容を広くPRし、地域住民の川への関心を高めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・秋川・平井川流域における環境保全の推進 | ● | ● | ● | 環境課 生涯学習推進課 |

③ 水量・水質の改善

一般

清流を守り、次世代にも引き継いでいくために、水量の確保及び水質の改善を進めていきます。

・水量の確保

森林の水源かん養機能を高めるための「美林の里」づくり（適正な保育・間伐や広葉樹林化の検討）や、湧水地や崖線の保全を進めていきます。

「あきる野市清流保全条例」（以下「清流保全条例」といいます。）に基づく湧水調査を引き続き行うとともに、「東京の名湧水57選」に選出された、二宮神社、八雲神社の湧水などを市のホームページ等で紹介して、市民等の関心を高めていきます。また、湧水量の確保のため、宅地開発指導要綱により開発時における緑地の確保や雨水浸透ますなどの設置を促し、雨水の地下浸透に努めます。「あきる野市緑の基本計画」（以下「緑の基本計画」といいます。）に基づき、白瀧神社周辺などでのまちかど広場や親水散策路の整備など、湧水等に親しめる環境づくりを進めます。

さらに、湧水が多く見られる崖線地区の緑地は、本市の特徴ある緑として保全していきます。市街化区域内にあり、かつ保存すべき箇所は、市街化調整区域への指定変更（逆線引き）や公有地化を検討します。

・水質の改善

清流や河川に対する関心を高めるために、家庭や事業所からの排水によって河川を汚さないよう、呼びかけていきます。清流保全条例の具体化策として、清流保全を呼びかける看板の設置や、清流への関心を高めるような市民参加型の調査やイベントなどを進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・公有林を主体とした広葉樹林帯の拡大（再掲） | ● | ● | ● | 農林課 |

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・湧水の保全（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進） | ● | ● | ● | 環境課 都市計画課 |
| ・親しめる環境づくり（親水散策路の整備） | | | ● | 建設課 |
| ・崖線地区の保全 （市街化調整区域への指定変更、公有地化） | | | ● | 環境課 都市計画課 |
| ・市民意識の啓発 | ● | | ● | 環境課 |
| ・モデル地区での水質浄化活動 | ● | | ● | 環境課 |

（５）地質・地形の保存と活用

① 地質・地形の適正評価と保存

一般

自然環境調査結果を基に、自然遺産としての地質・地形の価値、化石の有無、周辺の生態系、景観、保存・保全の緊急性や重要性などから適正な評価を行い、保存・保全を行っていくべき地区等を選定し、その保存と、周辺の自然資源の保全の方針を検討します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------|------|-----|---|---------------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・適正な評価の実施 | ● | | ● | 生涯学習推進課 環境の森推進室 環境課 |

② 保存・活用のための仕組みづくり

一般

あきる野市にとって重要な地質・地形を保存し、環境教育・環境学習の場や機会として活用していくために、財源の確保の方策について検討していきます。

特に重要と判断される地質・地形は、文化財に指定するなど、貴重な自然史資源として保護していきます。

市民、市民解説員、環境学習リーダー、学校等が郷土学習を進める際の支援として、必要な歴史、自然等に関する情報の提供や、活動の指導、助言等を行います。また、様々な機会を捉えて、本市の地質・地形や歴史・風土を紹介して、市民の郷土に対する理解を深めます。

さらに、環境教育・環境学習の場として活用できるよう、各種講座や教室、講演会等を開催して、郷土の歴史や、あきる野市の自然等の特性を理解してもらったり、市民解説員などによる市内探訪や市内めぐりを通して、自然環境学習を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・財源の確保 | | | ● | 生涯学習推進課 環境課 |

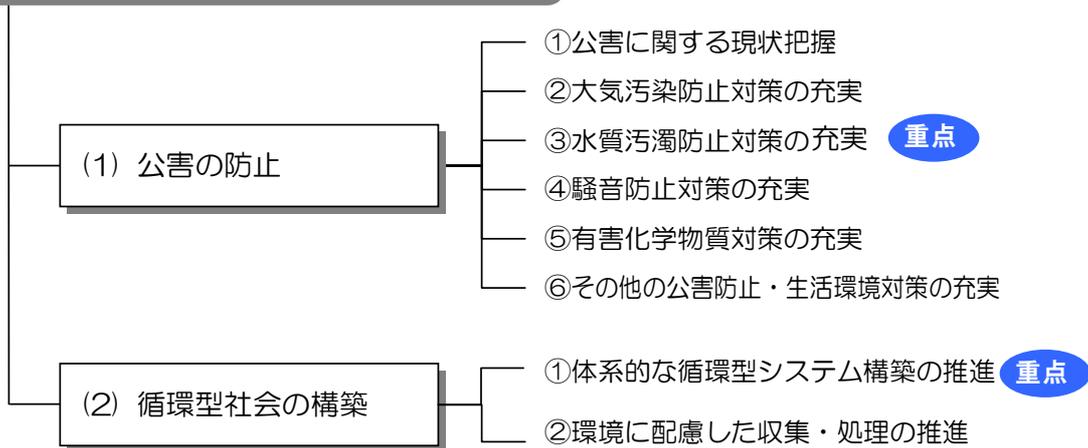
| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------------------|------|-----|---|---------------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・文化財の指定、開発の抑制 | ● | ● | ● | 生涯学習推進課 都市計画課 |
| ・郷土学習の支援（多様な連携づくり） | ● | | ● | 生涯学習推進課 環境の森推進室 環境課 |
| ・都民や市民への広報活動（文化財図書等の発行） | ● | | ● | 生涯学習推進課 環境課 |
| ・文化財講座等の開催 （市民カレッジ、市民解説員の活動推進） | ● | | ● | 生涯学習推進課 公民館 |

2

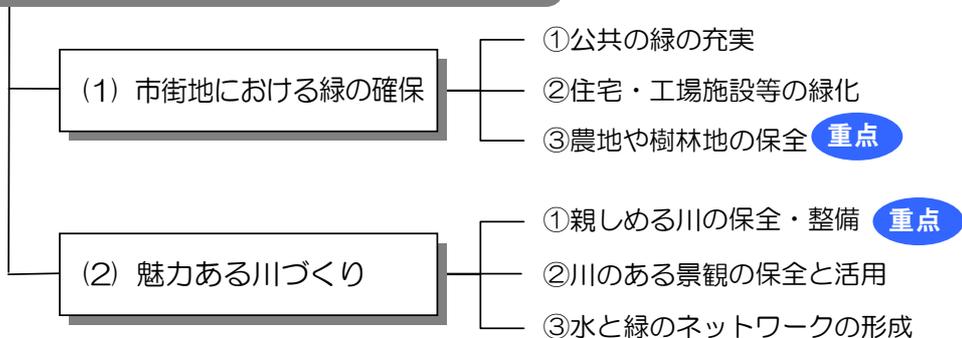
生活環境分野

分野ごとの施策体系

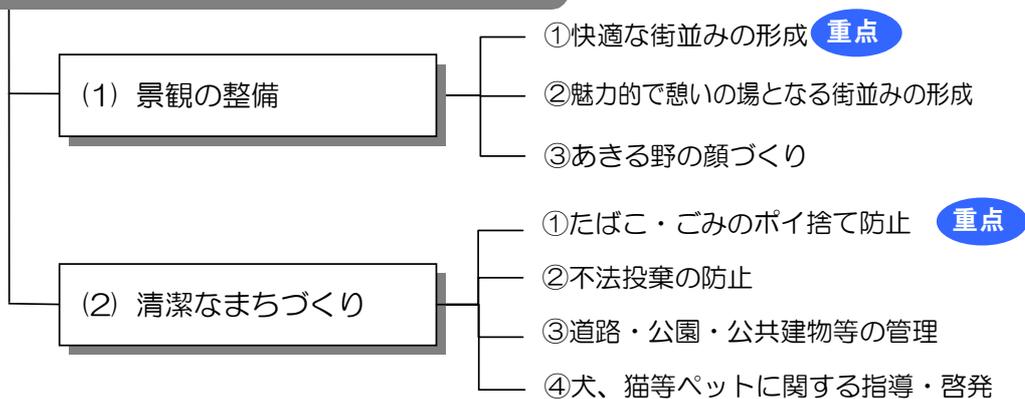
1. 健康で安全な循環型のまちの実現



2. 身近な自然を生かしたまちの創造



3. 美しく清潔なまちの形成



施策の推進方策

1. 健康で安全な循環型のまちの実現

【施策の進め方】

(1) 公害の防止

① 公害に関する現状把握

一般

市内の大气や水質などの環境調査結果や、電磁波、日照阻害などに関する情報など、様々な情報を収集します。これらの情報は、広報や市のホームページなどで公開したり、環境関連講座等を通して伝えていきます。

なお、市内の環境調査は、引き続き毎年行っていくとともに、必要に応じて、調査項目や方法の見直し・充実を検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・環境に関する情報の収集・公開（広報等） | | | ● | 環境課 |
| ・環境関連講座の開催 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・環境調査の実施（項目等の見直し・充実） | ● | ● | ● | 環境課 |

② 大気汚染防止対策の充実

一般

・自動車対策

本市での大気汚染の主な原因である自動車の対策を進めます。

まず、自動車の利用を減らすため、自家用車に乗らない日の設定をはじめ、徒歩や自転車、公共交通機関などへの移動手段の転換を促すとともに、自転車駐輪場の設置やるのバスの充実なども進めます。必要に応じて、JR 五日市線の運行本数の増便や路線バスの運行コースの改善などを関係機関に要請していきます。

自動車を利用する場合は、適正運転やアイドリングストップなど環境負荷が少ない運転（エコドライブ）をしてもらうよう、情報提供や啓発を行っていきます。

また、低公害車については、引き続き公用車への率先導入を進めるとともに、市民・事業者への普及・啓発に向けて必要な情報を提供していきます。

・工場・事業場対策

工場や事業場からの粉じんや悪臭の発生、また、不正焼却行為に対する指導を引き続き行うとともに、対策の強化を検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・自動車による大気汚染の低減 (自動車利用の抑制、エコドライブの推奨) | ● | ● | ● | 環境課 総務課 |
| ・公共交通機関等の利用促進 (駐輪場の整備、るのバス等の充実) | ● | ● | ● | 企画政策課 地域防災課 |
| ・低公害車の率先導入 | | | ● | 地域防災課 総務課 |
| ・低公害車の普及・啓発(情報提供) | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・粉じん防止対策の充実 | | ● | ● | 環境課 |
| ・悪臭防止対策の充実 | ● | ● | ● | 環境課 |

③ 水質汚濁防止対策の充実

重点:美しい川を守り育む ー水がきれいな川づくりー

・事業所排水対策

水質汚濁防止法による特定施設を対象に、排水の水質調査を行い、基準値に満たない場合には指導を行います。

・生活排水対策

下水道の整備を進めるとともに、整備済みの区域では下水道に接続していない建物所有者に対して接続の啓発・普及を図ります。また、事業認可区域外の区域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 事業所排水対策 | | | | | | | | |
| ・排水水質調査・是正指導 (環境課) | 継続・強化 | | | | | | ● | ● |
| 生活排水対策 | | | | | | | | |
| ・下水道への接続啓発・普及 (下水道課) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| ・下水道の整備 (下水道課) | 継続 | | | | | | | ● |
| ・合併処理浄化槽の設置補助 (補助金) (環境課) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |

一般

水質汚濁の主な原因である家庭や事業所からの排水対策を継続・強化するとともに、河川の水質調査を行い、現状把握・管理を行っていきます。

また、清流保全条例の周知を図るとともに、洗剤の適正使用、廃油・有害化学物質等の適正処理などについても啓発します。事業認可区域外の区域では、その地域での污水处理施設の設置についても検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------------------|------|-----|---|------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・家庭・事業所排水対策（普及・啓発の実施） | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討 | ● | ● | ● | 下水道課 |

④ 騒音防止対策の充実

一般

工場・事業場や自動車等からの騒音対策として、苦情に伴う指導を継続して行います。また、幹線道路を計画する際に道路交通騒音の対策を実施するよう、東京都等に働きかけをしていきます。

近隣騒音対策として、夜間の自動車・バイク等による騒音発生の防止に向けた啓発を行っていくとともに、商店街のカラオケなどの騒音についても、継続して指導・啓発を行います。

航空機騒音については、関係機関等に対して、対策強化等の要請を行っていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・工場・事業場からの騒音防止対策の充実 | | ● | ● | 環境課 |
| ・道路交通騒音対策の実施（都等への要望） | ● | | ● | 建設課 |
| ・近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導） | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・航空騒音対策の実施（関係機関への要請） | | | ● | 企画政策課 |

⑤ 有害化学物質対策の充実

一般

ダイオキシン類や PCB（ポリ塩化ビフェニル）、室内環境汚染物質、石綿（アスベスト）、農薬・殺虫剤などの有害化学物質について、市のホームページ等を利用して情報提供を行います。

「PRTR 法」や「東京都環境確保条例」に基づき、事業者は、有害化学物質に関する使用や保管の状況等を届出することが義務付けられています。市は、届出に関する指導等を行い、有害化学物質の適正使用や管理を促していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・有害化学物質に係る情報の充実（情報提供） | | | ● | 環境課 |
| ・有害化学物質の使用の適正化の促進（届出に係る指導） | | ● | ● | 環境課 |

⑥ その他の公害防止・生活環境対策の充実

一般

振動や土壌汚染の防止に向けて、関連法令に基づく工場・事業場への指導を継続し

て行っていきます。土壌汚染については、必要に応じて自主的な調査も奨励します。

家畜の衛生管理については、牛舎や鶏舎等の巡回指導を行うとともに、必要に応じて、家畜ふん尿のたい肥利用に向けた施設整備を検討します。

また、地下水の保全のために、家庭や事業所に対して、新たに井戸を設置する際の規制指導を継続して行います。

近年注目が高まっている光害については、現在のところ規制基準等はありませんが、国の光害対策ガイドラインを踏まえ、今後の研究課題とします。

その他、新たに顕在化する問題などについても、国や東京都の動向を見ながら、適宜情報を収集し、適切な情報を提供していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------------------------------|------|-----|---|------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・振動防止対策の充実（苦情に伴う指導） | | ● | ● | 環境課 |
| ・土壌汚染防止対策の実施（指導や調査の奨励） | | ● | ● | 環境課 |
| ・家畜のふん尿等の衛生管理の推進 （指導、巡回・指導、排せつ物処理施設の整備） | | ● | ● | 農林課 |
| ・地下水保全対策の充実（揚水規制） | ● | ● | ● | 環境課 農林課 |
| ・光害防止対策の研究 | | | ● | 環境課 |

（２）循環型社会の構築

① 体系的な循環型システム構築の推進

重点：資源を循環させる

資源循環型のごみ処理・リサイクルシステムづくりを進めるために、廃棄物減量等推進審議会や「ごみ会議」などを通して、市民・事業者・市の協働によるごみの減量やリサイクルの意識啓発を行っていきます。

また、落ち葉のリサイクルを推進するため、堆肥化する取組を実施します。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|-------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 循環型社会構築の推進 | | | | | | | | |
| ・「ごみ会議」の運営・推進 （環境課） | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| ・ごみ減量・リサイクル意識の啓発（情報誌「へらすそう」の発行等） （環境課） | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| ・落ち葉の堆肥化の推進 （環境課） | モデル地区 | | 実施 | | | ● | ● | ● |

買い物や消費のあり方の見直し（グリーン購入）を含めて、ごみの発生抑制やリサイクルを一連のシステムとして捉え、必要な取組を進めていきます。

・グリーン購入・ごみの発生抑制の推進

市のホームページやごみ情報誌「へらすぞう」などで、グリーン購入の考え方や商品等を紹介するとともに、アンケート調査でその成果を把握していきます。同時に、省資源（レジ袋削減や簡易包装等）やロングライフ（長寿命）化に向けて、市民や事業者に対して啓発を行っていくとともに、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定する制度についても検討します。

市民等のごみ減量・リサイクルなどの意識を高めるために、引き続き「へらすぞう」等で情報提供・啓発を図るとともに、リサイクルフェア（春・秋年2回開催）などのイベントの開催や、廃食油石けんづくりの推進、生ごみ処理機導入補助、EM 菌バケツの貸出などを通して、「ごみにしない」取組を進めます。

また、必要に応じて、リサイクルしやすい商品の販売をはじめとする、省資源型経営に向けた事業者への指導を国や都に働きかけていきます。

・資源循環型のシステムづくり

ごみの戸別収集・有料化の取組と併せて、引き続き、資源集団回収や、ペットボトル等の拠点回収なども進めていきます。

また、資源循環型のシステムづくりとして、市民・事業者・市の連携・協力による新たなリサイクルシステムを検討するとともに、放置自転車のリサイクルに取り組んでいきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・グリーン購入の推進 （考え方や商品等の紹介・PR） | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・省資源（レジ袋削減・簡易包装等）・ロングライフ（長寿命）化の推進（情報提供・意識啓発） | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・エコショップ認定制度の検討 | ● | ● | ● | 環境課 商工観光課 |
| ・リサイクルフェアの実施 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・廃食油石けんづくりの普及 | ● | | ● | 環境課 |
| ・生ごみリサイクルの促進 （生ごみ処理機導入補助・EM 菌バケツ貸出） | ● | | ● | 環境課 |
| ・省資源型経営の推奨（国や都への働きかけ） | | ● | ● | 環境課 |
| ・ごみの戸別収集・有料化 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・資源集団回収の実施 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・ペットボトル等拠点回収実施 | ● | ● | ● | 環境課 |

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------|------|-----|---|-------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・新たなリサイクルシステムの検討 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・剪定枝等のリサイクル方法の検討 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・放置自転車リサイクルの実施 | | | ● | 地域防災課 |

② 環境に配慮した収集・処理の推進

一般

環境に配慮した収集・処理を進めるために、引き続き、効率的な収集ルートを選定、収集車への低公害車の導入検討、清掃工場の適正管理とダイオキシン類の発生抑制などの対策を講じていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・環境低負荷型の収集の実現 (効率的な収集ルートを選定、収集車の低公害化) | | | ● | 環境課 |
| ・ごみ焼却に伴う環境負荷の低減 (ダイオキシン類の発生抑制等) | | | ● | 環境課 |
| ・清掃工場の適正管理 | | | ● | 環境課 |

2. 身近な自然を生かしたまちの創造

【施策の進め方】

(1) 市街地における緑の確保

① 公共の緑の充実

一般

緑の基本計画等に基づき、街路樹の整備や地域にあった公園の整備を進め、市街地内の緑地を増やしていくとともに、市民による民間の遊び場の維持管理に対する支援を行います。

公園では、単に植栽を増やすだけではなく、ビオトープなどの設置についても検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------|------|-----|---|------------------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・公園の整備の推進 | ● | | ● | 管理課 建設課 区画整理推進室 環境課 |

② 住宅・工場施設等の緑化

一般

「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、開発時における緑化を指導していきます。

家庭や地域、事業所での緑化を進めるために、広報、ホームページ等を通じて、緑化の効果などのPRを行うとともに、記念日などに植樹する記念樹制度や、苗木の無料配布や入手先等の情報提供などの支援策も含めた仕組みを検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・緑化の推進（開発時の緑化指導） | | ● | ● | 環境課 都市計画課 |
| ・緑化の効果のPR | ● | ● | ● | 環境課 |

③ 農地や樹林地の保全

重点：農地・農業を守る

農地は、農業基盤であると同時に、多様な機能を有している環境資源の一つであるため、市の農業振興計画に基づき、農地の適正管理や生産緑地の追加指定、遊休農地の再生・活用を図り、その機能の保全を進めていきます。

このため、あきる野だからできる地産地消型農業を目指して、ファーマーズセンターを拠点に新鮮で安全・安心な農産物の安定供給や消費者が農産物の収穫体験と農地の見学を行う「あきる農を知り隊」（農ウォーク）に取り組み、市民等との交流を進めます。また、パイプハウス等の施設栽培や後継者育成の支援、農作物に被害を与えるサル・イノシシ等の有害鳥獣の捕獲、電気柵の設置を継続するとともに、化学肥料・化学農薬の使用を低減（エコファーマー）するなど、環境に配慮した農業の普及を進めます。

| | 年度 | | | | | 実施主体 | | |
|--------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 地元野菜の普及・活用（食育） | | | | | | | | |
| ・施設園芸（温室等）化 （農林課） | 事業展開 | | | | | | ● | ● |
| ・保育園給食等への供給検討・実施 （農林課） | 検討・実施 | | | | | ● | ● | ● |
| ・地元産野菜を題材にした食育 の推進（農林課・健康課） | 実施 | | | | | ● | ● | ● |
| 農業の振興・支援 | | | | | | | | |
| ・後継者の育成支援 （農林課） | 継続 | | | | | | | ● |
| ・獣害防止対策の実施 （被害状況のモニタリング、 電気柵設置）（農林課） | 継続 | | | | | ● | ● | ● |

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 農地の適正管理と活用 | | | | | | | | |
| ・生産緑地制度の推進・管理 追加指定（希望者把握・協議） （農林課・都市計画課） | 継続 | | | | | | ● | ● |
| ・市民農園制度の活用 取組方策の検討（遊休農地の活用 ほか）（農林課） | 継続 | | | | | ● | ● | ● |

一般

市内にある貴重な社寺林や屋敷林（名木・古木を含む。）、緑地などを次世代に残していくために、保存樹木・保存緑地の指定を行います。

同時に、市民や事業者が自発的に緑を守っていくように、みどりの機能や大切さについて、広報や市のホームページ等を通じて情報提供・意識啓発を図っていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|---------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・保存樹木・保存緑地の指定 | ● | | ● | 環境課 |
| ・みどりの大切さのPR | ● | ● | ● | 環境課 |

(2) 魅力ある川づくり

① 親しめる川の保全・整備

重点：美しい川を守り育む ーホタルが棲め、子どもが遊べる川づくりー

ホタルが舞い（支流部）、カジカやアユが泳ぎ（本流部）、子どもたちが安心して遊べるような、水がきれいである景観の美しい水辺空間を創造します。

自然環境分野で推進する河川に関する事業と連携し、市民参加型のイベント等を行い、清流への関心を高めて、河川愛護意識を醸成したり、バーベキューや川遊び等のマナー向上の呼びかけを進めます。同時に、河川管理者（国・東京都）や市民と話し合いながら、景観に配慮した河川整備を進めるとともに、利用者みんなでの清掃活動や不法投棄の防止活動などによって、親しみやすい河川環境づくりを進めます。また、ホタルが棲める川とするために、市民参加でホタルが見られる場所の調査や情報収集を行ったり、必要に応じて関係機関に対して河川環境の再整備を要請します。

子どもたちが安心して遊べる川づくりに向けて、みんなで「子どもの水辺事業」をさらに進めていくとともに、アンケート調査などで、満足度やニーズを把握します。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|------------------------------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 市民参加による清流の保全 | | | | | | | | |
| ・清流保全協力員活動 (看板の設置等) (環境課) | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| ・市民参加型イベントの検 討・実施 (環境課) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| ・活動の公表の検討 (環境課) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| ・河川景観の整備 (環境課・建設課) | 継続・協力依頼 | | | | | ● | ● | ● |
| ・川遊びのマナー等の向上(マ ナーの周知・清掃活動・不法投棄 防止) (環境課) | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| ホタルが棲める川づくり | | | | | | | | |
| ・ホタルが見られる場所の 調査 (環境の森推進室・環境課) | 調査・分析 | | | | | ● | ● | ● |
| ・ホタルが棲める川づくり (ホタルの保護など) (環境の森推進室・環境課) | 地域ごとに展開 | | | | | ● | ● | ● |
| 子どもの水辺事業の推進 (生涯学習推進課) | 継続 | | | | | ● | | ● |

一般

子どもから大人まで誰もが、身近に水辺と親しめるように、水辺の生態系に配慮しながら親水散策路の整備を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・親水散策路の整備の推進 (再掲) | | | ● | 建設課 |

② 川のある景観の保全と活用

一般

「あきる野百景」の保全・活用方策について検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・あきる野百景の保全・活用の検討 | ● | ● | ● | 環境課 |

③ 水と緑のネットワークの形成

一般

湧水周辺の親水散策路の整備と併せ、既存の散策路や遊歩道について、東京都に対して、老朽化している箇所の改修を要請し、水と緑のネットワーク化を図ります。

また、「あきる野百景」を紹介し、市内の水と緑のネットワークを PR するために、市民参加で「水と緑のマップ」(前述)を充実します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・散策路・遊歩道の整備（親水散策路の整備：再掲） | | | ● | 商工観光課 建設課 |
| ・水と緑のマップの充実 | ● | ● | ● | 環境課 |

3. 美しく清潔なまちの形成

【施策の進め方】

（1）景観の整備

① 快適な街並みの形成

重点：美しいまちをつくる —「歩きたくなる」まちづくり—

思わず歩きたくなるような、気持ちが良いくて歩きやすい、安全で、周辺の自然等と調和した美しい街並みや歩道の整備を進めていきます。同時に、土地区画整理事業を行う区域では、地区計画を定めて、地域のみんなで良好な街並みづくりを進めていきます。

また、道路の新設・改良や散策路の整備に伴わせて、「歩きたくなる」歩道の整備や管理、観光拠点の整備に合わせた、誰もが歩きやすいまちづくりを進めます。

| | 年度 | | | | | 実施主体 | | |
|----------------------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 良好な街並みづくり（地区計画） （区画整理事業区域・線引き変更箇所） （区画整理推進室・都市計画課） | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| 歩きやすいまちづくり （散策路・遊歩道の整備） （建設課・商工観光課・環境の森推進室） | 検討・実施 | | | | | ● | ● | ● |

一般

良好な街並みづくりのために、地区計画に基づき建物の高さや屋根の色などの規制等を行ったり、景観に配慮した街路灯の設置などを検討します。また、「景観法」に基づき、あきる野市の景観保全・形成の方向性等を定めた「都市景観ガイドライン」の策定を検討します。

さらに、市民参加によるまちづくりを進めるために、まちづくりや街並みづくりに関する仕組みなどを広く周知するとともに、協議会等の組織づくりや、マナーやルールの周知を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・良好な街並みづくり（地区計画の活用） | | | ● | 都市計画課 |
| ・景観保全・形成の方向性の決定 （都市景観ガイドラインの策定等） | | | ● | 都市計画課 環境課 |

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------------------------------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発 (a.マナーやルール、b.まちづくり教育・組織づくり) | ● | ● | ● | 区画整理推進室 環境課 |
| ・商店街の景観整備 | | ● | ● | 商工観光課 |

② 魅力的で憩いの場となる街並みの形成

一般

市民の憩いの場として、オープンスペースを活用し、まちかど広場を整備します。

また、憩いを感じられるまちにするために、買い物マップ等（例：「秋川渓谷食のしおり」や「ますますマップ」）を作成します。「あきる野百景」も含めた観光スポットをPRし、観光客が訪れやすいように周辺環境の整備を行います。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------|------|-----|---|-------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・まちかど広場等の整備 | | | ● | 建設課 |
| ・買い物マップの作成 | | ● | ● | 商工観光課 |
| ・観光スポットのPR | ● | ● | ● | 商工観光課 |

③ あきる野の顔づくり

一般

特に駅前広場、幹線道路、商店街等、人が集まり、あきる野市の「顔」となる場所の景観を美しく整ったものにするために、ボランティアによる違反広告物撤去協力員を中心に、不適正な屋外広告物（看板等）の撤去を行います。また、電線の地中化なども検討します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去 | | | ● | 建設課 |
| ・電線の地中化の検討 | | ● | ● | 区画整理推進室 建設課 |

(2) 清潔なまちづくり

① たばこ・ごみのポイ捨て防止

重点：美しいまちをつくる ーわがまちの清掃活動の推進ー

あきる野市を清潔なまちとするために、まず、たばこやごみのポイ捨ての防止に向けた意識啓発、広報による呼びかけや啓発事業（キャンペーン）等を行います。同時に、春と秋の年2回の市内一斉清掃を継続して実施し、市民一人ひとりの「自分のまちは自分たちできれいにしよう！」という意識を高めていきます。

また、ボランティア活動の推進を図る観点から市民や事業者による、自主的なまちをきれいにする活動の負担を減らすため、「ボランティア袋」の無料配布や収集したご

みの回収などの支援を行います。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|-------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| たばこ・ごみのポイ捨て防止 (意識啓発) (環境課) | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| 一斉清掃の実施 (環境課) | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| ボランティア活動の推進 (ボランティア袋の配布、収集ごみ等の回収)(環境課) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |

一般

ポイ捨て防止などの対策については、状況を見ながら研究していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・ポイ捨て防止などの対策の研究 | ● | ● | ● | 環境課 |

② 不法投棄の防止

一般

不法投棄を未然に防ぐために、不法投棄パトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化していきます。

また、不法投棄されてしまったものの回収や、不法投棄車両対策のバックアップ（警察への通報や車両の片付けに関する支援）を行い、まちを清潔に保ちます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・不法投棄防止対策の充実 | ● | ● | ● | 環境課 |

③ 道路・公園・公共建物等の管理

一般

清潔な街並みを保つために、引き続き、市民、事業者との協働による事業展開を進めていきます。

また、街並みづくりに重要な道路や公園、建物などの適正な管理を継続して行っていくとともに、市民参加による管理等についても検討していきます。

さらに、必要に応じて、空き地の所有者に対して、安全の面から適正な管理を指導していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・ごみ会議の開催 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・道路・公園・公共建物等の適正管理の実施 | ● | ● | ● | 建設課 管理課 環境課 |

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・空き地の適正管理 | ● | ● | ● | 環境課 |

④ 犬、猫等ペットに関する指導・啓発

一般

ペットに関する苦情を減らすために、ふんの処理や飼育方法などについて、動物愛護センター等と協力し、指導・啓発を継続して行います。

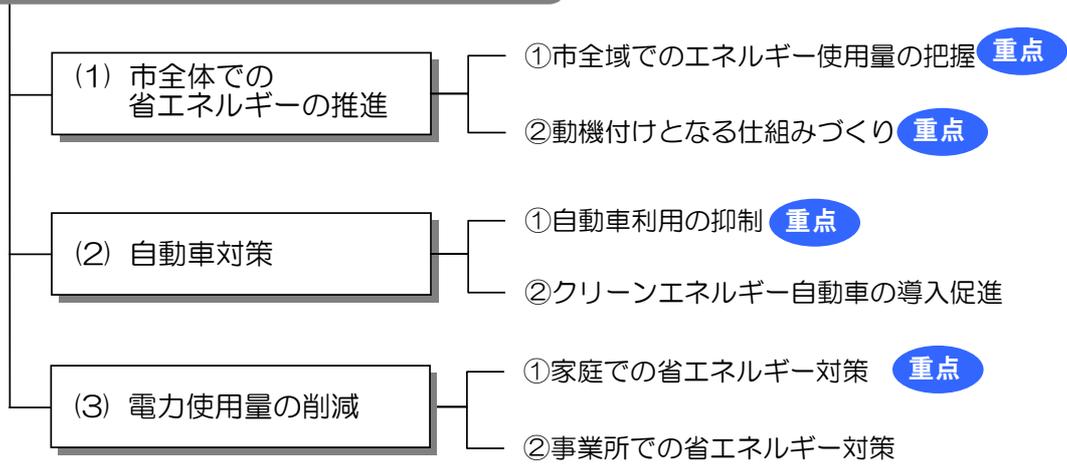
| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------|------|-----|---|------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・ペットの飼い方等の意識啓発 | ● | | ● | 健康課 |
| ・苦情対策 | ● | ● | ● | 環境課 健康課 |

3

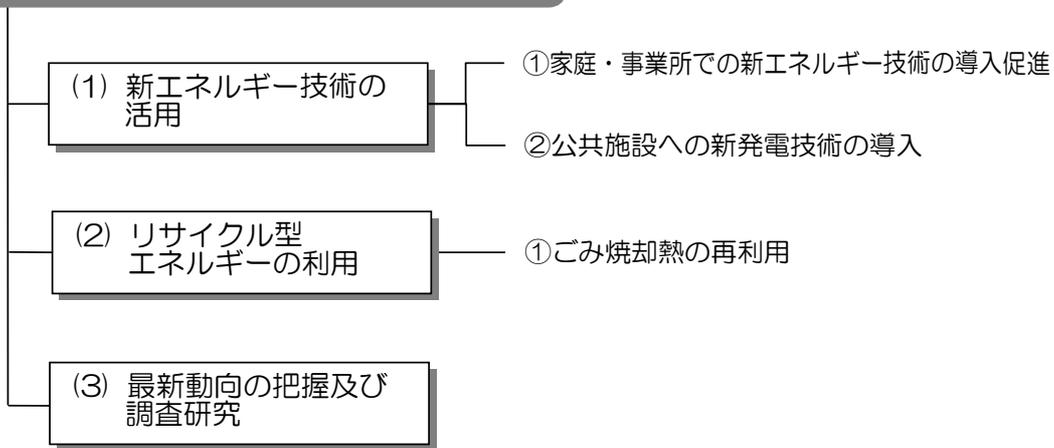
エネルギー環境分野

分野ごとの施策体系

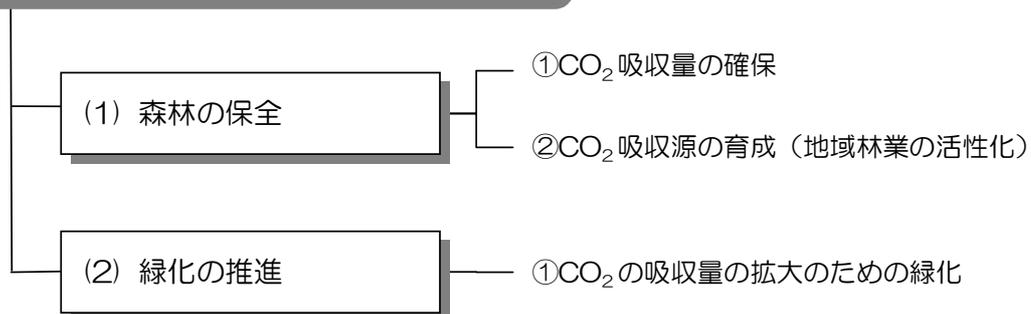
1. 省エネルギーの推進



2. 新エネルギーの導入



3. 森林・緑地の拡大によるCO₂の吸収



施策の推進方策

1. 省エネルギーの推進

【施策の進め方】

(1) 市全体での省エネルギーの推進

① 市全域でのエネルギー使用量の把握

重点:省エネルギーを進める ー省エネルギーのまちづくりー

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地域推進計画の策定を推進します。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 地球温暖化対策地域推進計画の策定 (環境課) | 策定 | | | | | ● | ● | ● |

一般

省エネルギーを計画的に進めるために、引き続き市全域での温室効果ガス排出量を部門別(産業・民生、運輸、廃棄物)に把握します。

また、その結果を基に、本市での特性を分析し、効果的な削減方法や削減可能性を検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・市全域の温室効果ガス排出量の把握 | ● | ● | ● | 環境課 |

② 動機付けとなる仕組みづくり

重点:省エネルギーを進める ー動機付けとなる仕組みづくりー

・省エネ対策の推進

省エネ対策の最大の基盤は家庭にあることから、家庭への普及・啓発活動を積極的に進めていきます。

また、事業者に対しても、商工会と連携しながら、ISO14001の認証取得やエコアクション21認証・登録などを呼びかけ、計画的な省エネルギーの実施を促していきます。

さらに、省エネルギーに対する意識・関心を高めていくために、学校教育の中でも、地球温暖化に関する環境教育等を進めていきます。教育委員会や各学校と調整を図りながら検討し、子どもたちが楽しく学べて、行動に移せるようなプログラムを実施していきます。

・効果的な制度の検討

市全体で効果的に省エネルギーを進めていくために、省エネルギーの動機付けと

なる仕組みやツールづくりも検討していきます。

また、化石燃料の使用を抑制する経済的な仕組み（環境税）などについても、市民意識調査の結果や、国や東京都の動向を見ながら、検討します。

・カーボンオフセットの活用

市内では、港区との連携による「みなと区民の森」、新宿区・東京都農林水産振興財団との連携による「新宿の森あきる野（企業の森）」などのように、他自治体や企業との連携により、森林整備が行われています。これらの取組の効果を検証するため、CO2 吸収量の把握や課題の整理などを行います。

また、姉妹都市の宮城県栗原市や東京都大島町、そして港区、新宿区をはじめとする他の自治体ともこれまで以上に連携・協力を図り、環境学習などの場の提供や森林整備などの取組を推進します。

さらに、町内会・自治会、森林所有者、市民、森林・木材関係団体、産業関係団体、企業、他自治体、市などの各主体が参加・連携し、森林整備や木材利用の促進を図るため、地球温暖化対策の一つとして関心が高まりつつある「カーボン・オフセット」の仕組みの活用を検討します。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|------------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 省エネ教育の推進 | | | | | | | | |
| ・学校での教育プログラムの実施 （指導室） | 実施 | | | | | | ● | ● |
| ・事業所への働きかけ （環境課） | 実施 | | | | | | | ● |
| 制度の検討 （環境課） | 検討 | | | | | ● | | ● |
| カーボン・オフセットの活用 | | | | | | | | |
| ・現行の取組の把握・整理・検証 （農林課・環境課） | 検証 | | | | | ● | ● | ● |
| ・広域的な連携による研究 （農林課・環境課） | 調査・研究 | | | | | ● | ● | ● |
| ・森づくりと連携したカーボン・オフセットの仕組みづくり・活用の検討 （農林課・環境課） | 検討 | | | | | ● | ● | ● |

（２）自動車対策

① 自動車利用の抑制

重点：省エネルギーを進める —エコドライブを推進する—

本市からのCO₂排出の最も大きな要因である自動車について、まずはその利用を減

らし、利用する場合には、できるだけCO₂の排出が少なくなるよう、啓発を行います。

・自動車利用を減らす

移動手段の転換として、徒歩や自転車利用を促します。また、駐輪場等の整備や、自転車走行の安全性の確保、自転車優遇策の検討などを必要に応じて進めていきます。

・自動車からのCO₂排出を減らす

家庭や事業所に対して、CO₂の排出の少ない運転等を心がけるよう啓発します。従業員15人以上の事業者については、自家用車通勤者に対して、アイドリングストップやエコドライブなどを、その効果とともに呼びかけ、啓発します。

市内に流入する車に対しても、警察等と協力して、エコドライブ等と呼びかけていきます。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|----------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| エコドライブの普及・啓発 | | | | | | | | |
| ・各種支援制度の利用等の検討 (環境課) | 検討 | | | | | ● | ● | ● |
| ・啓発の実施 (環境課) | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| ・講習会(座学・実技)等の開催 (環境課・総務課・職員課) | 座学 | 実技 | | | | ● | ● | ● |
| 自転車利用の促進 | | | | | | | | |
| ・施設整備の実施 (地域防災課・建設課) | 検討 | | | | | ● | ● | ● |
| ・自転車優遇方策の検討 (環境課) | 検討 | | | | | ● | ● | ● |

一般

自動車の利用を減らすため、自家用車に乗らない日を設定し、自動車利用の自粛を呼びかける運動を展開します。また、徒歩や自転車、公共交通機関の利用への転換を促します。公共交通機関については、関係機関に対して、JR五日市線の運行本数の増便などを要請していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・「車に乗らない日」の普及・啓発 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・公共交通機関の利用促進 | ● | ● | ● | 環境課 企画政策課 |
| ・自転車専用のインフラ整備 | ● | ● | ● | 建設課 |

② クリーンエネルギー自動車の導入促進

一般

市の率先行動として、引き続き、クリーンエネルギー自動車（低公害車）の公用車への導入を進めていきます。また、将来的には燃料電池車などの導入も進めていきます。

ごみ収集車も、現在は東京都の基準を満たす車両を導入していますが、入れ替えの際には、CO₂ 排出量の少ない車両の導入を要請していきます。また、納入業者にも、契約時等に積極的にクリーンエネルギー自動車の使用を呼びかけます。

また、市民・事業者の導入を促進するために分かりやすい情報提供を進めます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------------------------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・低公害車の率先導入（再掲） | | | ● | 総務課 地域防災課 |
| ・低公害車の普及・啓発（再掲） | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・燃料電池車両の開発動向に対応した施策の実施 （エコエネルギーステーションの設置研究ほか） | ● | ● | ● | 環境課 企画政策課 |

（3）電力使用量の削減

① 家庭での省エネルギー対策

重点：省エネルギーを進める 一家庭での省エネルギー対策一

本市でのCO₂ 排出の内訳で、2 番目に多い電力の無駄な使用を減らしていきます。

まず、省エネルギーへの意識を高めるため、広報やホームページを通じて、家電製品等の購入時の目安となる「省エネラベリング制度」をはじめ、省エネルギーに関する情報を提供し、協力を呼びかけます。省エネルギーに関するセミナーも開催し、その効果などを検証しながら普及啓発を進めていきます。

次に、家庭での省エネルギーのヒントとして策定した「省エネ型生活 10 か条」「環境家計簿」の普及を図ります。同時に、省エネルギー行動を実践し、その効果等を検証する「省エネモニター制度」を引き続き実施し、登録者を増やしていくための普及活動を行います。

また、エコハウスの一環として家庭での雨水貯留槽の設置に対して支援を行います。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|----------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 省エネルギー対策の普及・啓発 | | | | | | | | |
| ・情報提供と協力呼びかけ （環境課） | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| ・セミナーの開催 （環境課） | 継続・強化 | | | | | ● | ● | ● |
| 省エネ型生活 10 か条・環境家計簿の普及 | | | | | | | | |
| ・省エネ型生活 10 か条・環境家計簿等の普及 （環境課） | 普及 | | | | | ● | ● | ● |
| ・省エネモニター制度の実施 （環境課） | 募集・登録 | | | | | ● | ● | ● |

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 雨水貯留槽設置の導入促進 | | | | | | | | |
| ・雨水貯留槽の設置支援 (環境課) | | 補助 | | | | | | ● |

一般

環境配慮型の住宅（エコハウス）を普及させるために、長所や短所などを検証した上で、支援策の検討や情報提供、制度化を進めていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・家庭での省エネルギー生活の普及・啓発 (エコハウス等の情報提供) | ● | | ● | 環境課 |

② 事業所での省エネルギー対策

一般

事業所での省エネルギーを進めるために、セミナーや見学会の開催、ホームページ等での情報提供・啓発を行います。また、電力等の効率的な利用を図り、経費削減を促す方策として、ESCO 事業の導入・活用等についての情報提供等を進めるなど、エネルギーマネジメントを普及させます。特に、エネルギー消費量の多い大規模事業所に対しては、積極的な協力を呼びかけるとともに、情報交換を進めていきます。

一方、中小事業所や商店等については、商工会や青年会議所と連携して、省エネルギーの普及・啓発を行っていきます。

市の公共施設では ISO14001 の精神を受け継いだ「あきる野エコ活動」を引き続き推進します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・事業者への省エネルギー対策の普及・啓発 | | ● | ● | 環境課 |
| ・事業所のエネルギーマネジメントの普及 | | ● | ● | 環境課 |
| ・中小事業所や商店に対する普及・啓発 | | ● | ● | 環境課 |
| ・公共施設での「あきる野エコ活動」の推進 | | | ● | 総務課 |

2. 新エネルギーの導入

【施策の進め方】

(1) 新エネルギー技術の活用

① 家庭・事業所での新エネルギー技術の導入促進

重点:新エネルギーを導入する

家庭における新エネルギー・省エネルギー機器の導入について、情報提供を行うとともに、設置支援を行い、普及を促進します。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|--------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 家庭における新エネルギー・省エネルギー機器の導入促進 | | | | | | | | |
| ・情報提供と普及促進 (環境課) | 継続・強化 | | | | | | | ● |
| ・新エネルギー・省エネルギー機器の設置支援 (環境課) | 補助 | | | | | | | ● |

一般

新エネルギー技術の導入を促すために、太陽光発電、太陽熱温水器、小型風力発電、ヒートポンプシステムを活用した高効率機器、燃料電池システムなど、導入可能な新エネルギーについて、情報提供や導入効果のPRを行います。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|------------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・事業所での新エネルギーの導入促進 | | ● | ● | 環境課 |
| ・新エネルギーに関する情報の入手と普及・啓発 | ● | ● | ● | 環境課 |

② 公共施設への新発電技術の導入

一般

バイオスタウン構想に基づき、様々な主体が連携しながら、十里木・長岳の温浴施設での木質バイオマスの利用を継続していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|---------------|------|-----|---|---------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・木質バイオマスの利用促進 | | ● | ● | 商工観光課 農林課 環境課 |
| ・普及啓発・環境教育の実施 | ● | ● | ● | 商工観光課 農林課 環境課 |

(2) リサイクル型エネルギーの利用

① ごみ焼却熱の再利用

一般

これまでの「焼却」を中心としたごみ処分方法の見直し・検討を進めつつ、焼却炉の効率的な稼働に向けた管理・保守点検等を行います。

また、老朽化した焼却炉の建て替え時には、西秋川衛生組合と連携を取り、焼却熱の有効利用を可能とするような設計等を検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------|------|-----|---|----------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・焼却炉の効率的な稼働の促進 | | | ● | 環境課 |
| ・ごみ焼却余熱の利用 | | ● | ● | 環境課 西秋川衛生組合 |

(3) 最新動向の把握及び調査研究

一般

燃料電池や都市ガスパイプライン、水素ガスステーション、LNG（液化天然ガス）ステーションなどの新技術に関する調査研究を行い、設備投資やランニングコスト、環境保全効果などから、導入可能性・導入効果、国等の補助制度の活用などを検討していきます。

長期的には実用化も目指していきませんが、まずは公共施設において燃料電池システムやヒートポンプシステムを活用した高効率機器などの新エネルギー技術を導入し、その効果などをPRしていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・新たな新エネルギー技術の導入検討 | ● | ● | ● | 環境課 施設営繕課 |

3. 森林・緑地の拡大によるCO₂の吸収

【施策の進め方】

(1) 森林の保全

① CO₂吸収量の確保

一般

CO₂吸収源としての森林や樹木の有益性や必要性について理解を深めるため、森林面積とCO₂吸収量の関係等の情報を提供し、意識啓発を図っていきます。また、学校教育の中で、森林生活を体験してもらうなど、温暖化の問題をとりあげていくことも検討します。

次に、森林のCO₂吸収機能を確保するために、森林所有者や東京都との連携を図りながら、適正な保育・間伐による森林整備を進めていきます。市民参加型の管理を実現するため、ボランティアの育成・活用の仕組みづくりも検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------------|------|-----|---|-------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・森林のCO ₂ 吸収量に関する普及・啓発 | ● | ● | ● | 農林課 環境課 指導室 |
| ・森林等の適正管理・保全の促進（再掲） | ● | ● | ● | 農林課 環境課 |

② CO₂ 吸収源の育成（地域林業の活性化）

一般

森林が持つ多様な機能（水源かん養・大気浄化等）の保全、観光資源としての活用も含めた、総合的な森林保全・再生策を検討します（「美林の里」づくり（適正管理・広葉樹林化等））。

同時に、森林資源の建材、木工芸品、木質バイオマス、土木建築材等としての利用による地産地消の方策について研究します。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------|------|-----|---|--------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・総合的な森林保全・再生策の検討（再掲） | ● | ● | ● | 農林課 |
| ・地域林業の活性化（再掲） | ● | ● | ● | 農林課 |
| ・材木生産の合理化とブランドイメージの向上 | ● | ● | ● | 農林課 商工観光課 |
| ・木材加工産業の育成 | | ● | ● | 農林課 商工観光課 |

（2）緑化の推進

① CO₂ 吸収量の拡大のための緑化

一般

樹木等による CO₂ 吸収量をさらに拡大するために、市街地内の緑化を進めます。

街路樹の整備や、公園等への植樹などを進めるとともに、ボランティアによる管理の可能性も検討していきます。

また、家庭での植樹を進めるために、広報、ホームページ等を通じて呼びかけを行うとともに、記念樹制度や、苗木の無料配布などの支援策も含めた仕組みを検討していきます。

みどりの管理の際に出る落ち葉・剪定枝などは、関係機関や市民団体等と連携しながら、リサイクル（チップ化・堆肥化等）の方策などを検討します。

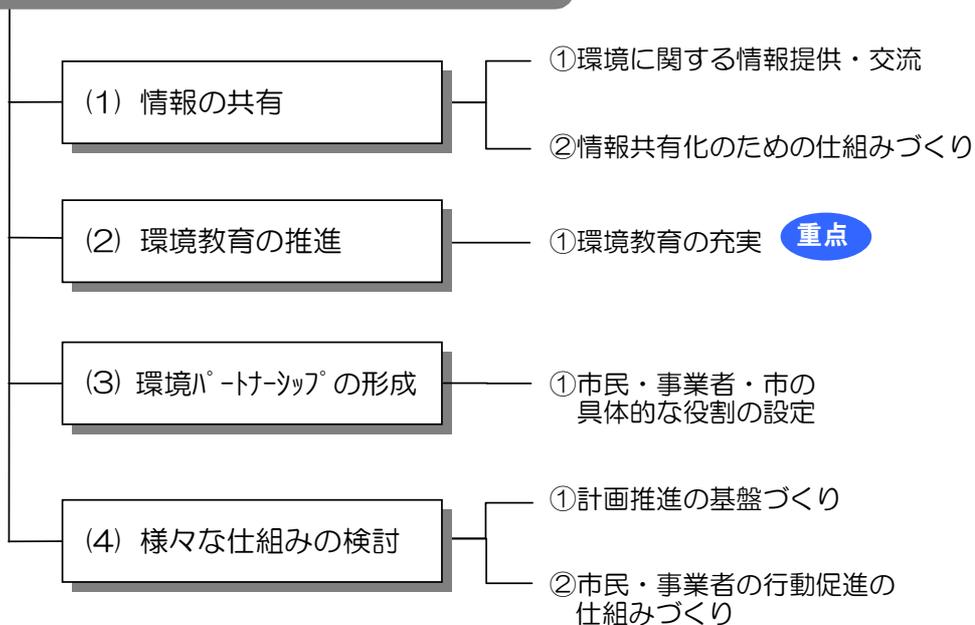
| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------------|------|-----|---|-------------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・街路樹、公園樹木の拡大 | ● | ● | ● | 建設課 管理課 環境課 |
| ・家庭等での植樹の推進（再掲） | ● | ● | ● | 環境課 農林課 |
| ・グリーンリサイクル（落ち葉・剪定枝）の推進(再掲) | ● | ● | ● | 環境課 |

4

人の活動分野

分野ごとの施策体系

1. 市民・事業者・市の協働による取組の推進



施策の推進方策

1. 市民・事業者・市の協働による取組の推進

【施策の進め方】

(1) 情報の共有

① 環境に関する情報提供・交流

一般

市内の環境調査の結果などをまとめた「あきる野市環境白書」（以下「環境白書」といいます。）を毎年作成し、情報公開コーナーや図書館で自由に閲覧できるようにします。さらに、図書館等においても環境関連図書を充実するなど、誰もが必要な環境情報を得やすい環境づくりを進めます。

同時に、広報や市のホームページ等を活用して、環境に関する様々な情報を収集・整理して、広く公表するとともに、各種団体等の活動実績や研究などを発表する場や機会もつくっていきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------|------|-----|---|------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・「環境白書」の作成・公表 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・環境に関する情報の収集・公開 | | | ● | 環境課 図書館 |
| ・研究・活動実績等の発表の場づくり | ● | ● | ● | 環境課 |

② 情報共有化のための仕組みづくり

一般

市内の環境の現状や各種団体等の活動、地球環境問題をはじめとする環境に関する情報を提供するなど、情報の共有化を図ります。さらに、関係部署と協議しながら、庁舎や図書館の中に、環境情報コーナー等の機能を整備する可能性についても検討していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|--------------------|------|-----|---|------------|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・環境情報サイトの立ち上げ | ● | | ● | 環境課 |
| ・環境情報コーナー等の機能整備の検討 | | | ● | 環境課 図書館 |

(2) 環境教育の推進

① 環境教育の充実

重点：人づくりを進める

あきる野市において、持続的発展が可能な社会の実現を担っていける人づくりを進めていきます。

こどもエコクラブやキッズ ISO14000、キッズ向け環境教育プロジェクト（気象キャスターネットワークとの連携による「地球温暖化出前講座」等）などへの参加を積極的に呼びかけていくとともに、行動の実践を促すような体験・参加型のプログラムを充実していきます。

市内の環境の現状などについて、地域の人材・団体等を活用しながら、小・中学生を対象とした出前講座を行います。また、市内の事業者などに依頼して、環境教育・環境学習ができる場を提供してもらうなど、場の充実を図っていきます。

さらに、地域の環境活動を指導したり、支援する人材を育てる仕組みや、地域の人材を活用できる仕組み（人材登録・活用制度など）の整備を図っていきます。

| | 年 度 | | | | | 実施主体 | | |
|--------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|---|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 市民 | 事業者 | 市 |
| 環境教育の場の充実 (環境課・環境の森推進室・指導室・生涯学習推進課・公民館) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |
| 人材の育成及び活用 (環境課・生涯学習推進課・公民館) | 継続 | | | | | ● | ● | ● |

(3) 環境パートナーシップの形成

① 市民・事業者・市の具体的な役割の設定

一般

市内で環境保全活動を行っている市民団体に、出前講座を依頼したり、広報やホームページへの活動報告などを依頼しながら、市民団体との交流を深め、活動のネットワーク化、団体間の連携を深めていきます。

また、市民・事業者・市が協働で行う事業や、市民等の発意を事業化していけるような仕組みについても検討していくことにより、環境パートナーシップの形成を図ります。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-----------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・協働・団体等のネットワーク化 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・市民・事業者・市の協働事業等の推進 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・問題提起・政策提案等ができる仕組みの検討 | ● | ● | ● | 環境課 |

(4) 様々な仕組みの検討

① 計画推進の基盤づくり

一般

市民・事業者・市の協働による計画推進の基盤づくりとして、新たな財源を確保するための仕組みや、市内外のボランティアなどを活用していく仕組み、点検・評価への市民等の参加を可能とする仕組みについて検討していきます。

また、「あきる野市環境委員会」を中心に、環境基本計画に基づく具体的な取組を進めていくとともに、進捗状況や目標の達成状況を点検・評価していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|-------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・財源の確保の検討 | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・ボランティアの活用の仕組みづくり | ● | ● | ● | 環境課 |
| ・点検・評価への参加の充実 | ● | ● | ● | 環境課 |

② 市民・事業者の行動促進の仕組みづくり

一般

家庭や学校での環境行動を積極的に進めるために、市独自の ISO 認定制度を定め、家庭や学校単位で参加者を募り、取組方法や電力使用量などの結果を審査・認定して普及させていきます。

また、事業者の ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得や、独自の環境マネジメントシステムの導入・構築を支援するために、情報提供などを行います。

さらに、原因者負担の原則、環境と経済の両立を見据えた、地域通貨や環境税などをはじめとする経済措置についての研究・導入の可能性についても研究していきます。

| 関連する施策・事業 | 実施主体 | | | |
|----------------------|------|-----|---|-----|
| | 市民 | 事業者 | 市 | 所管課 |
| ・家庭版・学校版 ISO 等の仕組み検討 | ● | | ● | 環境課 |
| ・事業者のマネジメントシステム導入支援 | | ● | ● | 環境課 |
| ・経済的手法の研究 | ● | ● | ● | 環境課 |